

九州国際大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

九州国際大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、九州国際大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、法学部、経済学部及び国際関係学部の3学部を、福岡県北九州市八幡東区の平野キャンパスに置くとともに、サテライトキャンパスを同市八幡西区の黒崎駅前にある「黒崎コムシティ」内に設置している。

大学の前身である「九州法学校」の設置趣意書に述べられた「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有益ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神（学内では「塾的精神」）とし、建学の精神に基づき、大学の基本理念、使命・目的を定めている。

建学の精神及び大学の使命・目的等は、大学のホームページにおいて公開するとともに、毎年発行・配付している「大学要覧」や大学案内パンフレットの冒頭に記載し、公表している。

「基準2. 学修と教授」について

大学は、教育理念と各学部の入学者受入れ方針であるアドミッションポリシーに基づいて学生の募集と入学者の選抜の基本方針を策定し、「意欲ある学生の確保」を掲げて、多様な個性を持った入学志願者の受入れに努めているが、ここ数年間、入学者数・在籍者数とも、漸減傾向にあり、複数の学科において定員未充足の状態が続いている。

教育課程の編成方針と教育方針は、明確に示されており、講義概要、授業計画等は、シラバスに明示されている。

学修支援体制として、教員（担任）と職員（副担任）の協働による「副担任制度」が発足し、学生の情報を共有し、協力しながら学修支援の活動が展開されている。

教育課程を適切に運営するため、各学部・学科に設置基準を超える人数の教員を配置しており、教員の採用は、原則として公募により実施されている。

校地、校舎、設備等、教育環境は、適切に整備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学は、高等教育機関としての責務を果たすため、「学校法人九州国際大学行動規範」等の諸規定を定め、社会の要請に応えるべく、誠実に経営を行っている。

学長のもとに「大学運営協議会」を置き、大学全般の重要事項及び運営事項について協議しており、学長による適切なリーダーシップが発揮できる体制となっている。

学生の収容定員未充足による学費収入の減少が、帰属収入の不足となっており、法人の財務状況を改善させるためには、学生定員の充足による収入増が喫緊の課題である。

会計処理は、学校法人会計基準に従い、関係規定に基づき適切に処理されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学は、継続的な大学改革・教育改革を担保するため、自己点検・評価を全学で定期的
に実施し、自己点検・評価報告書を作成し、公表してきた。

社会に対する大学の「質の保証」を確保するため、教育・研究、地域社会貢献、国際交
流、財務等の基本的な全ての情報は、ホームページ等を通じて、積極的に広く情報公開し
ている。

総じて大学は、建学の精神及び使命・目的に基づいて入学者受入れ方針であるアドミッ
ションポリシーや教育課程の編成方針、教育方針を明確に定めており、「意欲ある学生の確
保」に努めている。

学生の収容定員未充足による収入減のため、法人の財務状況の改善が急務であるが、会
計処理等は適切に実行されている。

自己点検・評価の結果を改革・改善につなげる取組みが実施されている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域社会
貢献」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の建学の精神（学内では「塾的精神」）として、「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ
授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有益ナル人
材ヲ養成スル」を制定している。

建学の精神に基づき、大学教育の基本理念、使命・目的として、「教育基本法及び学校教
育法に則り、個性の伸長と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、経営学、国際関係学に
関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面
に明るい人材を養成すること」を、学則に明記している。

建学の精神及び基本理念等は、大学のホームページをはじめ、毎年発行・配付している
「大学要覧」にも明記し、公表している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学は、建学の精神である「塾的精神」により学生の教育を行うとともに、地域社会にとって有益な人材を養成することとしている。また、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った人材を養成することとしている。

「学校法人九州国際大学行動規範」を定めており、その中で、「私たちは、地域の教育機関として、常に自己革新に努め、良識ある行動をする」ことを宣言し、大学全体で法令等を遵守するよう努めている。

社会情勢や時代の変化に対応すべく、理事会のもとに設置している「大学改革特別委員会」等において、大学改革と教育改革を検討し、実施している。また、「地域社会貢献」の拠点として、サテライトキャンパス「九州国際大学地域連携センター」を開設した。

【優れた点】

○北九州市と協力しながら「人づくりが拓く街づくりへ」をテーマに、人づくりを通して、街づくり・賑わいづくりに貢献している点は、高く評価できる。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的については、各学部・大学院の三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）において具体化・明確化され、毎年の「大学要覧」に示されている。

特に、新人教職員に対しては、新人教員研修会において、毎年、学長より説明がされ、理解と支持がされている。

建学の精神と使命・目的及び教育目的については、ホームページにおいて公開するとと

もに、毎年発行・配付する「大学要覧」においても周知している。

大学は、中長期的な計画及び三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映のため、「第二期中期計画」として、①育てる教育システムの構築②地域社会への貢献③就職率の向上の三つの重点項目について、教職員が一体となり全学で取り組んでいる。

大学の使命・目的及び教育目的を達成するため、二つの大学院研究科、三つの学部等の教育研究組織及び事務組織を設置しており、それぞれの専門領域等に応じた教育研究活動が行われている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受け入れの方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、大学のホームページ、入学試験要項、「大学要覧」等に明示され、学外に広く周知されるとともに、学内においても全教職員に周知徹底されている。このアドミッションポリシーに基づき「意欲ある学生の確保」を掲げ、多様な個性を持った入学志願者を受入れるため、さまざまな入学要件を設定し、複数の選考の機会を設けている。入学試験の際は、その都度実施本部が設置され、実施要領を作成し事前に教職員で実施方法の確認がなされ公正かつ厳正な入学試験を実施している。

学生の受入れは、入学定員の見直しや教育体制の改善を含む抜本的な見直しを実施し、大学をあげて一丸となり「学生の受け入れ」全般の諸問題についての改善に取り組んだ結果、入学定員に対する入学者比率は向上している。しかし、経年で入学者数が減少しており、現時点では定員を満たしていないので、今後一層の努力が望まれる。

【改善を要する点】

○経済学部経営学科の収容定員に対する在籍者数が不足しているため、早急な改善が必要である。

【参考意見】

○経済学部経済学科、国際関係学部国際関係学科の収容定員に対する在籍者数が不足しているため、一層の努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学則で教育課程が定められ、各学部・学科ごとに教育目的が明確にされており、「大学要覧」及び大学ホームページに掲載され、教育課程の編成方針と教育方針（カリキュラムポリシー）は明確である。

教育課程は、共通教育科目、専門教育科目と特別教育科目に分けて編成され、授業は、講義、演習、実技もしくは実習のいずれか又はこれらの併用により行われている。

単位制度の趣旨を踏まえキャップ制を設け、各年次各学期に修得できる履修登録単位数の上限が適切に定められている。

シラバスは、「ねらい」「講義概要」「達成目標」「準備学習等」「授業計画」「評価方法」「評価基準」等が明示され、当該年度ごとに各学部教務委員会で審議・決定された「シラバス記載事項」に沿って作成されている。学生には、初回の授業で配付され、シラバスを丁寧に説明することにより、受講スケジュールや受講の課題、留意点、達成目標を知ることによって学生の理解が得られるよう工夫されている。

学生間のチームワークや自主性を育成し、知識の深い理解と定着に向けて授業の工夫が行われている。アクティブラーニング教室が設置され、講義や演習にアクティブラーニングを導入して教育方法の向上が図られている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

各学部を基本組織として全学的な調整を図りながら、制度化されている学修支援、授業支援の仕組みとして、オフィスアワー制度を設置しており、全教員が一週間のうち2コマ分（180分）を学生への学修支援と授業支援のために登録し公開することが義務付けられている。

学修支援体制として、教員（担任）と職員（副担任）の協働による「副担任制度」が発足し、学生の情報を共有し、協力しながら学修支援活動の展開がなされている。

「基礎教育センター」が、基礎学力の向上と学修支援体制の充実を図る目的で、設置さ

れており、「一人を育てる、一から育てる」という教育方針を明示的に実行・推進している。

授業形式を、双方向的な授業やグループワーク形式の授業へとシフトさせ、授業の活性化を図る目的で SA(Student Assistant)を導入している。

退学者と除籍者を減少させる対応として、全学的な教育改革と各学部の授業改善、ゼミの指導体制の強化等を行い、最近4年間の退学者は、減少傾向にある。

学修支援及び授業支援に対しては、学生の意見をくみ上げる仕組みとして、拡大自治連絡協議会（年2回）と学長会見（年1回）があり、学生からの要望に対して大学が回答する場として機能している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

定期試験は春学期と秋学期の各学期末に試験期間を設けて実施されている。進級制度は設けていないが、2年次修了時に一定の単位数に満たない学生は、3・4年次配当科目のうち演習科目を除く一部の科目を履修することができない制度をとっている。

単位認定、卒業判定は、学則、ディプロマポリシー、成績判定等の基準に従って厳正に実施されている。学生には、入学時に配付している「学生便覧」に教育課程表や「修学規程」が掲載されており、卒業要件等の周知が行われている。

成績評価基準は、学則に規定されており、編入学生の単位認定、他大学等における授業科目の履修に関わる単位認定については、それぞれ上限を設け、教務委員会、教授会の議を経て認定がなされている。また、シラバスの「評価基準」の欄に、任意ではあるが昨年の試験問題が簡潔に明記され、正解や模範解答の開示がされている。

GPA(Grade Point Average)制度を導入し、学生への履修指導や学修支援に活用し、特に選択語学を履修登録する際には、履修希望者のうち、GPAの上位者を優先して履修登録が行われている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア形成支援プログラムは、全学的体制で実施されており、とりわけ「KIU-SPICE」プログラムは、学部教育を通じて就職観・職業観の養成及び就職力、社会人基礎力・就職基礎力を育むものである。「KIU-SPICE」プログラムの傘下には、「就職なんでも相談」

「就職活動支援講座」「寺小屋プロジェクト」「インターンシッププログラム」「就活合宿研修」などをはじめとしたプログラムがあり、きめ細かいキャリア支援がうかがえる。また、プログラムに積極的に参加した学生とそうでない学生間の就職状況の差異を認識し、積極的に各プログラムに参加するように教職員が学生に呼びかけている。

また、就職に至らなかった無業者や未定者に対しても、卒業後に求職情報を希望する者には、既卒者求人情報を提供しており、卒業後も引続きキャリア支援室や就職アドバイザー、ハローワークのジョブサポーターによるさまざまな就職支援が行われている。このようなキャリア支援教育により、「KIU-SPICE」プログラムの参加学生の就職率が平成23(2011)年度から着実に上昇傾向にある。

卒業生を中心に企業へのアンケート等も実施し、卒業生の就職先との連絡も密にとっている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

大学は、毎年学期末に 12 項目の共通質問事項と自由記述から構成される学生の授業アンケートを実施し、授業科目の点検・評価をすることにより、その改善・改革に努めている。授業アンケートを集計・分析した後に、FD(Faculty Development)委員会を経て各教授会に公表するなど公平性の高い取組みを行っている。このアンケート結果を踏まえて問題のある教員には学部長面談を実施するなど、フィードバック体制も確立している。また、授業アンケートの結果は、学生から閲覧の申出があった際には、当該の学生に閲覧させるとともに、社会に対しては、授業アンケートの結果を大学のホームページ上で公開しているなど透明性の高い取組みをしている。

実際に平成 25(2013)年度秋学期の授業アンケートを見ると、昨年より評価が高くなっている科目が多数を占め、授業評価とフィードバックが適切に機能していることがうかがえる。

教員免許状、司書教諭資格、司書資格を取得できる教育課程が編成されており、これらの免許・資格の取得状況から、教育目的の達成状況を把握し、授業の点検・評価の指標の一つとして活用している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

大学は、「学生主体の大学生生活支援で学生満足度を高める」活動として具体的に六つの課題（キャンパス・アメニティーの向上、退学者 4%以下を目指す学生支援の充実、生活実態調査・満足度調査の実施、サークル活動・体験活動等の支援、奨学金制度の確立、学生間交流の支援）を設け、学生生活の安定の支援活動に取り組んでいる。

学生支援については「九州国際大学学生サービス委員会規程」をもとに、学生支援室がその役割を果たしており、また、学生サービスに関しての適切な対応のため、「学生サービス委員会」において情報の共有や審議が行われている。

経済的支援においては、学内奨学金制度を充実させ、在學生に学外奨学金の内容を周知する等、学生への経済的支援に積極的に取り組んでいる。

また、学生の体と心の支援として、保健室、カウンセラー室、学生フリースペース等を設けて、学生の心身にわたる健康保持・増進、安全・衛生に配慮をしている。特にカウンセラー談話室である「やわらか Cafe」では臨床心理士を常駐させ、精神面での学生支援が充実している。

「拡大自治会連絡協議会」「学長会見」において、毎年学生の意見・要望を受けて、学生サービスを改善させている。学生生活満足度調査を定期的実施しており、今後、更なる充実を図っていく方針である。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教育課程を適切に運営するために、各学部・学科に大学設置基準を超える人数の教員を配置しており、教員の職位構成及び年齢構成は、概ねバランスが取れている。かつ、専任教員を主要科目に配置して、教育課程を適切に運営する体制が整っている。

教員の採用・昇任は、「学校法人九州国際大学人事規則」等に基づいて行われ、教員の採用は原則として公募により実施されている。教員の採用・昇任に関しては、研究実績のみならず、教育上及び職務上の能力もその判断基準としている。

教員の資質の向上を図るための FD 活動については、学内の FD 委員会のもとに、学内における研修のみならず、学外での合宿形式による研修会活動にも全学的・組織的に取り組んでいる。

全学的な授業運営の指針として「厳格な授業管理等の徹底について」という文書を FD

委員会で採択し、そこには教員が守るべき「授業のルール 7 ヶ条」が明記され、教員の資質向上への取組みがみられる。

大学の教養教育を支える組織として、教務委員会のほかに教養委員会を設置している。教養委員会では、共通教育科目の設置及び改廃等に伴って生じる授業科目やカリキュラム等の諸問題を調整し、円滑な問題解決を図っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

大学設置基準を大幅に超える校地・校舎を所有している。メディアセンター内に設置されている図書館は、十分なスペースの閲覧室及び書庫が配置されており、図書館利用を促進する試みとして感想文コンテストやビブリオバトル（書評のプレゼンテーション）も常時行われている。体育施設については平野キャンパスに体育館、トレーニングルーム、多目的グラウンドを、若松地区に野球専用グラウンドを有しており、体育の授業、学校行事、課外活動等に使用され、その管理も適切になされている。平成 11(1999)年に、大学の全面移転に伴い、耐震補強に関しては問題ない。

キャンパス内は全面バリアフリーの環境であり、キャンパス内の複数の建物に AED（自動体外式除細動器）を設置するとともに避難訓練も実施している。

環境美化に対しても、大学内の若手の教員が自発的にキャンパス内のゴミを定期的に拾う取組みを行っており、共感した学生がその活動に加わる等、教育効果も認識される。

授業を行う学生数の適切な管理については、少人数教育を基本としており、授業科目によって 1 クラスの受講学生数の上限を設定している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

大学は、高等教育機関としての社会的責務を果たすため、寄附行為をはじめ、「役員を選任及び理事会の運営に関する規程」「学校法人九州国際大学行動規範」等の諸規定を定め、私立学校としての公共性と自主性を確立するための組織体制を構築し、社会の要請に応えるべく、誠実に経営を行っている。

大学の管理運営に必要な組織として法人事務局を置き、教育組織や大学事務局と連携して、毎年度の「事業計画」に基づき、法人の将来に向けた目的実現への努力と単年度ごとの業務を着実に遂行している。

法人の寄附行為及び学則や諸規定は、教育基本法や私立学校法等の関係法令に従って作成されるとともに、「学校法人九州国際大学組織規程」「業務分掌規程」等に定めている業務と職責に基づいて、適切に業務を遂行している。

環境保全への取組みとして、CO₂排出削減、省エネルギー方策に取り組んでいる。人権については「九州国際大学人権保障規程」「九州国際大学人権保障部会規則」「九州国際大学セクシュアル・ハラスメント部会規則」などを定め、運用しているとともに、ハラスメントについては、「新任教員研修会」の中で人権意識と指導力の向上に努めるよう促している。

安全への配慮として、外部委託業者と連携のもと、消防計画を整備している。

教育情報、財務情報の情報公開が適切に行われている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、学内理事に偏らず、10人中6人を外部理事としている。また、外部理事は、豊富な経験と法人の運営に識見を持つ者で構成されている。

理事、監事、評議員は、寄附行為に基づき適正に選任されており、理事会、評議員会への出席状況は適切である。

平成 25(2013)年度の理事会は、10回開催され、経営事項や教学事項に関する緊急性の高い議案についても対応しており、意思決定機関として機能している。

社会環境の変化に対応するために、理事会が機動的・戦略的に意思決定を行う補佐体制である法人事務局の組織機能を抜本的に見直すこととしている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学は、学則に基づき、各学部に関する事項の決定機関である教授会と、全学的基本事項についての意思決定機関である「大学評議会」を設置し、関係規定により、審議事項等その権限責任を定め、大学運営に当たっている。

学長は、大学における最高意思決定機関である「大学評議会」の議長となるとともに、学長のもとに「大学運営協議会」を置き、学長自らが委員長となって、大学全般の重要事項の組織及び運営事項について協議している。

学長のリーダーシップの発揮が大学改革と教育改革にとって非常に重要であるとの強い認識から、平成 25(2013)年度に、新たな組織として、学長、副学長、各学部長、各研究科長、大学事務局長等で構成する「教育改革推進会議」を、学長のもとに設置した。

意思決定は、各組織の権限と責任が規定により明確化されており、学長のリーダーシップのもと、大学改革と教育改革が加速しながら動いている。

学校教育法改正に伴う大学のガバナンス体制のあり方について、いち早く検討を進めている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会や評議員会に諮る議案や、主に法人及び各部門の管理運営における課題や将来構想に関する協議や法人の業務運営に関する重要事項等について審議するため「法人運営会議」を設置し、原則として、理事会の1週間前に開催している。

「法人運営会議」の構成員は、理事長、副理事長、法人事務局長、学長、副学長、各学部長、大学事務局長等 13 人で、そのうち教学部門の委員 7 人であり、管理部門と教学部門が連携して法人、大学の運営に当たっている。

法人のガバナンス機能として、寄附行為に基づき監事 2 人を選任しており、法人の業務及び財産状況を監査している。

理事長は、毎年、全教職員を対象として「年頭訓示」で、法人の運営方針と課題を表明し、その方針等が全教職員の共通認識となって浸透している。

学長は、毎年 4 月に、大学の最重要課題を取りまとめた「学長指針」を学内に発信し、課題解決に取り組んでいる。

理事会には、教学側から学長が理事として参加しているほか、陪席者として、副学長、各学部長、大学事務局長等、教学側で管理運営を行う主要な教職員が参加しており、理事会での決定事項を教学側と情報共有する体制がとられている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

大学は、「学校法人九州国際大学組織規程」「業務分掌規程」等に基づき、組織の基本事項を定め、各部署の責任体制と果たすべき役割を明確にしている。

事務組織の職員配置については、法人全体の人員配置やバランスを考慮し、事務組織全体の連携がスムーズかつ能率的に機能することができるよう、業務量に応じた適切な組織編制となっている。

法人事務局長のもとに、法人総務室、法人財務室、法人経営企画室からなる総務企画部を設置し、法人全体の管理運営業務を執行している。

教学部門の事務責任者として、大学事務局長を配置し、学長の指揮のもと、大学事務局の事務を統括し、職員を監督するとともに、大学事務局に設置された各事務室長への指揮命令と、各事務室の業務執行を管理している。

職員の資質・能力向上の機会として、法人事務局及び大学事務局が必要な研修会を主催するとともに、地域での研修会や他大学等との共同研修会等に積極的に参加するよう、全職員に奨励している。

平成 20(2008)年度から、職員個人の能力開発を促すとともに、職務遂行能力を向上させることを目的に、「人事考課制度」を導入している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

学生の収容定員未充足による学生生徒等納付金収入の減少が、帰属収入不足の要因となっていることもあり、平成 25(2013)年度決算における消費収支差額は支出超過となっている。このため大学は、「中期経営計画（平成 20~24 年度）」に引続き、「第二期中期経営計画（平成 26~30 年度）」を策定し、学生定員の充足による収入増や外部資金の導入等、収入の改善と、収入に見合った支出計画の策定等、今後、更なる計画的な収支改善、財務基盤の確立を目指すこととしている。

特に、支出項目については、人件費を含めた管理経費の削減に努め、教育研究経費の確保を図ることとしている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

毎年度の予算は、理事会で決定した予算編成方針に基づき各予算管理部署から提出された予算概算要求を基に、学内ヒアリングを経て予算案を策定し、「法人運営会議」「評議員会」に諮問した後、理事会で決定している。

会計処理は、学校法人会計基準に従い、大学の「会計規程」「資産管理規程」に基づき、適切に処理されている。

予算執行では、事務処理のシステムが構築されており、各予算管理部署からデータ入力後、入金・出金伝票をもって適切に執行されている。

監査契約を締結した外部監査法人の会計監査人による年間 37 日の監査が実施されるとともに、2 人の監事による監査が行われ、寄附行為に基づき財務状況、法人の業務状況及び理事の執行状況について、「監事監査報告書」により適正と認められている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学は、建学の精神に基づき、大学教育の基本理念、使命・目的を定め、使命・目的を達成するため、「3つのポリシー」において具体化・明確化するとともに、それらを具体化すべく「第一期中期計画」「第二期中期計画」を策定し、継続的な大学改革と教育改革を実施している。

平成 4(1992)年に制定された、「九州国際大学自己評価検討委員会規程」に基づき設置された「自己評価検討委員会」を、平成 24(2012)年に規定及び委員会の名称を改定し、「自己点検・評価運営委員会」とするとともに、法人側・教学側の全ての主要役職者で構成した委員会の事務局は大学評価室が担当している。

継続的な大学改革・教育改革を担保するため、自己点検・評価を全学で定期的に実施し、「九州国際大学自己点検・評価報告書」を作成し、公表してきた。

大学は、「平成 18 年度（2006 年度）自己点検・評価報告書」に基づき、平成 19(2007)年度に大学基準協会の認証評価を受けるとともに、その後も引続き、毎年自己点検・評価を実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

大学は、大学基準協会及び日本高等教育評価機構の評価基準・評価項目を参考に、点検評価の対象、手続き等において、根拠資料に基づいた自己点検・評価を重視した報告書の作成を行ってきた。

自己点検・評価活動にとどまらず、現状分析のための必要な調査とデータ収集及びその分析に当たっては、教務、FD、入試、広報、学生支援、キャリア支援、財務等、さまざまな業務を担当する委員会、事務局の各部署等が、必要に応じて実施している。

社会に対する大学の「質の保証」を確保するため、「九州国際大学自己点検・評価報告書」をはじめ、大学の教育・研究、地域社会貢献、国際交流、財務等の基本的な全ての情報は、ホームページ等を通じて、積極的に広く社会に情報公開している。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

教員の個人レベルの自己点検・評価は、人事考課制度の中で、教育、研究、社会貢献、管理運営の項目について行い、報告書とともにその結果を提出するよう義務付ける等、自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みを確立させ、教育改革と大学改革を実行してきた。

より確実に効果的な自己点検・評価の PDCA サイクルが実施されるように「大学評価室」と「自己点検・評価運営委員会」との連携を深めている。

平成 26(2014)年には、外部評価委員に平成 25(2013)年度の自己点検・評価報告書を提出し、外部評価委員より報告書に対する意見や提言を受け、ホームページに公開するなど学内外に周知している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会貢献

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく地域社会貢献

A-1-② 地域社会貢献活動の具体性

【概評】

大学は、建学の精神、大学の使命・目的に基づく行動規範の中で「常に地域社会への貢献や連携を考え、開かれた学校づくりを行っていく」こと、「教育及び研究の成果を積極的に社会に還元する」こと、「公職へ協力を積極的に行い、専門的知見を社会に活用する」こと等、地域社会への貢献や研究教育成果の社会への還元について、明確に規定している。

平成 25(2013)年には、北九州市の行政当局と協力しながら「人づくりが拓く街づくりへ」をテーマに人づくりを通じて街づくり、賑わいづくりに貢献することを目的に、地域社会貢献の拠点となるサテライトキャンパス「九州国際大学地域連携センター」を JR 黒崎駅の黒崎コムシティ内に開設した。この「九州国際大学地域連携センター」を地域社会貢献の基地としたさまざまな企画や活動は、高く評価できる。

具体的な地域貢献活動として、公開講座、公開シンポジウム、ボランティア活動防犯パトロール等を行うとともに、地域社会の祭り・行事への参加と協力、地方自治体等への政策形成への寄与、大学施設の地域社会への開放、地域企業との連携等、多方面にわたる活動を行っている。

基準 B. 国際交流

B-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

B-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく国際交流

B-1-② 国際交流活動の具体性

【概評】

大学は、平成元(1989)年に大学の名称を「八幡大学」から現在の「九州国際大学」に改称し、国際的視野を備えた人材教育を、大学の基本理念、使命・目的に付加した。大学の立地条件を生かしてアジア地域に重点を置き、中国、韓国、インドネシア、インド等の大学との友好協定を締結し、海外語学実習、海外社会実習、交換留学、国際交流等を継続的に活発に行っている。

具体的な国際交流活動として、アジア地域を中心とした諸大学と交流協定を締結し、専攻分野における研究交流や交換留学生等を積極的に実施している。特に韓国の大学とは、共同事業に取組み、中長期的な観点に立ち、「訪韓洋上フォーラム」「サマースクール」などを計画・実施した。

国際協力ボランティアプロジェクトとして、大学の学生たちが実際にカンボジアに行き、当地のシェムリアップ州の小学校の子どもたちに絵本を送る事業を実施している。

